

令和6年5月20日

課名：契約管財課

電話：0942-65-7067

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

住所 福岡市南区寺塚1丁目15番9号
商号又は名称 都市企画センター株式会社

2 指名停止の期間

令和6年5月20日から令和6年11月19日まで（6か月間）

3 事実概要

同社は市が発注した「JR羽犬塚駅周辺地区測量・地質調査・駅前広場等詳細設計業務」に係る指名競争入札（開札日：令和6年5月16日）において、落札者となったが正当な理由なく契約を辞退した。

4 指名停止の理由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表2第12号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表2】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 前各項及び別表1に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月まで